

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和7年度 事業用自動車に係る交通事故分析等業務	支出負担行為担当官 沢掛 敏夫 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.8.4	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿楽町2-7-8 住友水道橋ビル8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本事務は、交通安全対策の効果的な推進に資するよう、事業用自動車に係る重大事故に関する原因分析とその結果を踏まえた道路管理者が取引する交通安全対策の推進を行うこと及び交通事故が多く発生するエリア等を分析するとともに、事故件数等の経年的な推移や事故形態等との関係について明確化するものである。 本検討にあたっては、事業用自動車等事故と事故発生要因の因果関係並びに事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 事業用自動車等の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関する情報を有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみである。 また、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ①交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関する事項について、その原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ②交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本事務の遂行にあたっての十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	24,893,000	24,750,000	99.43%	-	公財	国認定	1者	
通行規制情報等の提供業務 一式	支出負担行為担当官 国土地理院長 河瀬 和重 茨城県つくば市北郷1番	R7.8.5	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本事務に使用する通行規制情報は左記業者が販売し、二次利用ができないため随意契約を行うものである。	2,695,000	2,695,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
地域鉄道等向けの低コストな GoA2.5自動運転システムの開発	支出負担行為担当官 黒須 卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.8.13	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 鉄道技術開発・普及促進制度は、鉄道分野における政策課題の解決を目的に、国が技術開発テーマを設定し公募の上、外部の学識経験者からなる鉄道技術開発課題評価委員会(以下「委員会」といいます。)による専門的・技術的な評価を踏まえ、技術開発機関を選定することとしている。 今般、技術開発テーマとして、「地域鉄道等向けの低コストなGoA2.5自動運転システムの開発」(公益財団法人 鉄道総合技術研究所)が技術開発課題として選定されたものである。 当該機関は、上記のとおり選定された機関であり、審議会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	6,992,200	6,992,200	100.00%	-	公財	国認定	1者	
鉄道用画像データ共有基盤の基本 システム設計と実証	支出負担行為担当官 黒須 卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.8.13	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 鉄道技術開発・普及促進制度は、鉄道分野における政策課題の解決を目的に、国が技術開発テーマを設定し公募の上、外部の学識経験者からなる鉄道技術開発課題評価委員会(以下「委員会」といいます。)による専門的・技術的な評価を踏まえ、技術開発機関を選定することとしている。 今般、「技術開発テーマとして、「列車前方画像データ共有基盤システムの開発」を設定し公募の上、委員会による評価を行い、「鉄道用画像データ共有基盤システム設計と実証」(鉄道用画像データ共有基盤の基本システム設計と実証共同技術開発体)が技術開発課題として選定されたものである。 当該機関は、上記のとおり選定された機関であり、審議会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	17,000,000	17,000,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
港湾連映像機器高度化詳細検討業務	支出負担行為担当官 港湾局長 安部 賢 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.8.19	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 企画競争を採用し、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。	34,837,000	33,880,000	97.25%	-	公社	国認定	1者	
令和7年度 鉄道土構造物の維持 管理に関する調査研究	支出負担行為担当官 黒須 卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.9.24	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 鉄道構造物の維持管理に係る技術基準は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付け国土交通省令第151号)」第87条の解釈基準に鉄道構造物等維持管理標準(以下「維持管理標準」といいます。)が位置付けられている。維持管理標準には、鉄道構造物の維持管理の原則から各検査、指針、記録まで維持管理の一連の基本的事項が規定されている。 鉄道土木構造物は、明治から昭和初期及び高度経済成長期に建設されたものが多く、高経年化を迎えており、劣化が進行する兆候をいち早く捉えることが必要であることから、定期検査等の精度の向上が求められているところである。 本事務では、このような状況を踏まえ、変状等が発生した土構造物の検査事例の調査を行い、検査時の着眼点を整理することにより、維持管理標準の補足としての手引きを作成するための調査研究を行なうこと目的とする。これの目的を鑑みれば、本請負業務を遂行する者には、土構造物のみならず、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知識を有する者と想定される者である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知識を有しており、既往の鉄道構造物の維持管理標準の原案を作成し、その基礎である調査研究成績、作成検討過程を集約しているため、本調査の実施が可能な者は国内では、同研究所以外に想定されないとろである。 「参加者の有無を確認する公募手続による公募手続について(平成18年8月28付)」に基づき参加者の有無を確認する公募を行った結果、応募者がいなかったため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約することとしていた。	15,357,459	14,410,000	93.83%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
										公財	国認定	1者	
令和7年度 鉄道の土構造物の設計に関する調査研究	支出負担行為担当官 黒須 卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.9.24	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 鉄道構造物の設計に係る技術基準については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付け国土交通省令第151号)」第24条の解釈基準において、鉄道構造物等設計標準(以下「設計標準」という。)が位置付けられている。 現行の設計標準(土構造物)は平成19年に改訂され、改訂後15年以上が経過している。この間に蓄積された新たな技術や、集積された近年の気候変動のデータを踏まえ、設計標準(土構造物)に反映させる必要がある。本業務は、設計標準(土構造物)に、新たな技術や知見を反映させるための調査研究を行うことを目的としている。 これらの目的を達成すれば、本請負業務を遂行する者には、土構造物のみならず、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データの蓄積が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見を有しており、既往の鉄道構造物の設計標準は原案を作成し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を契約しているため、本調査の実施が可能なのは国内では、同研究所以外に想定されないところである。 「参加者の有無を確認する公募手続きによる公募手続について(平成18年9月28付)」に基づき参加者の有無を確認する公募を行った結果、応募者がいなかったため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約することとした。</p>	23,445,296	21,450,000	91.49%	-	公財	国認定	1者	
令和7年度 河川環境における望ましい流量変動等のマネジメント手法検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R7.9.25	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	<p>「流域総合水管理」を構成する「水でつながる豊かな環境の最大化」の実現にあたり、河川を中心に本来形成されてきた空間的・時間的な連續性やダイナミズムに着目することは重要である。しかし、河川生態系を構成する様々な要素に影響を与える流量変動については、技術的知見や計画手法が必ずしも明確ではなく、また正常流量の設定においても、短期的変動が考慮されていないのが実情であった。そこで本業務にて、河川における流量変動や土砂動態を一體的に捉えた上で、河川環境における望ましい流量変動等をマネジメントするための手法について検討するに至った。</p> <p>その業務内容としては、複数の要素を用いた先進事例の整理や、選定した水系ごとのマネジメント計画の策定、関係者へのヒアリングなどを想定しており、豊かな経験と高度な知識が求められるところから、企画提案による手続きを行う必要があった。</p> <p>その結果、上記相手方は、「業務理解度」について十分に評価でき、また特定テーマに対する企画提案の「的確性」及び「実現性」に優れていることから、企画競争等審査委員会において特定された。</p> <p>よって、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。</p>	19,747,000	19,745,000	99.99%	-	公財	国認定	2者	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。